

○総務省告示第四百二十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第四号ヲの規定に基づき、令和四年総務省告示第二百九十一号（無線設備規則第四十九条の二十第四号ルの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 信号伝送速度は、次のとおりであること。</p> <p>〔一〇 略〕</p> <p>5 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合 毎秒三二〇メガビット以上</p> <p>〔四〇 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 信号伝送速度は、次のとおりであること。</p> <p>〔一〇 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四〇 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	